

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目標像

「日本国憲法」では、「基本的人権」を全ての国民に保障されるべき永久の権利として定められており、本計画もこの理念に基づいています。

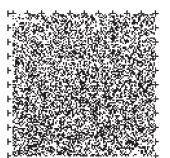
障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害者計画2016-2025では、計画の基本理念について、ノーマライゼーションとリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第6次総合計画の基本理念では、「白井市に関わる全ての人々が豊かさと幸せを実感」することを理想とし、将来像は「世代を超えた笑顔と豊かさを未来へつなぐまち」となっています。

これらのことを勘案し、障害者基本法の理念の基に、共生(ともに生きる)し、ともに参加する地域の実現を目指して、本計画の目標像(キャッチフレーズ)を基本的には引き継ぐとともに、「障がいのある人が自分のやりたいことを自己実現できる」という強い意向を込め、目標像に「ともに参加して、活躍できる」というフレーズを加え市民・地域・市等の共通の目標とします。

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、  
ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり



## 2 計画の基本方針

目標像を達成するため、次の3つの基本方針を設定します。

### 《基本方針1》地域での自立生活への支援の推進

全ての障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の整備を進めます。また、多様な人々が相互に理解し、意見交換を行える地域づくりを行うことで、障がいがあっても地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。

#### (1) 相談体制の充実

---

令和7年4月に新設した基幹相談支援センターを中心として、相談体制の充実を図ります。また、障がいとそれ以外の複合的な相談に対しても、積極的に対応します。

#### (2) 情報提供手段の充実

---

障がいのある人や家族等が求める情報提供手段に基づき、よりわかりやすい形での情報提供を行います。

#### (3) 権利擁護体制の充実

---

障がいのある人が、障がいにより差別されることがないように、安心して地域自立生活を送れるよう、権利擁護体制の充実を図ります。

#### (4) 交流や理解、意見交換が行える地域づくり

---

障がいの有無・年齢・性別・職業・国籍などに関わらず、多様な人々がより積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

#### (5) 福祉サービスの充実と福祉人材の確保

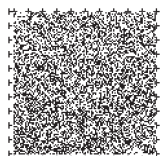
---

障害福祉サービスの質の向上や充実を図るとともに、人材不足が深刻化している障害福祉サービスや、障がいに関するボランティアなどに係る人材の確保を図ります。

#### (6) 保健・医療サービスの充実

---

障がい等の早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性を踏まえ個別のニーズに対応できるよう、療育体制の整備を進めます。また、保健サービスの実施や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。



## 《基本方針2》社会参加の支援・促進

障がいのある人が、地域社会の一員として、生きがいや将来への夢や希望を持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進します。

あわせて、障がいのある人の家族への支援を行います。

### (1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいの有無に関わらず、こどもが地域の中で暮らしながら、自分らしく暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた療育・保育・教育体制の整備・充実を図ります。

### (2) 就労の支援・促進

就労支援や就労後の定着支援に加え、障がいのある人を雇用している事業者に対して、積極的に情報提供等を行います。

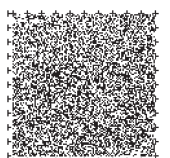
### (3) 各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるよう、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。また、障がいのない人と一緒に行う各種活動についても支援します。

あわせて、障がいのある人の家族への支援を行います。

### (4) 文化・芸術・スポーツの振興

障がいのある人も気軽に参加できるよう、文化芸術活動への参加を支援します。また、学校卒業後のスポーツ活動の機会の拡充を図ります。



### 《基本方針3》快適で人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、快適な暮らしを送れるよう、全ての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

#### (1)福祉活動の促進

---

障がいのある人への理解をさらに深めていくため、障がいについての正しい情報を提供するなどの広報・啓発活動の充実を図ります。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

#### (2)バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

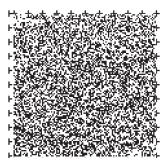
---

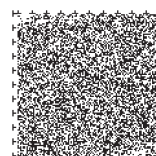
障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるよう、全ての人にやさしいまちづくりを目指すため、バリアフリー、ユニバーサルデザインを推進します。

#### (3)防犯・防災等対策の推進

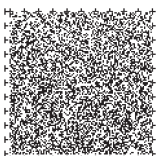
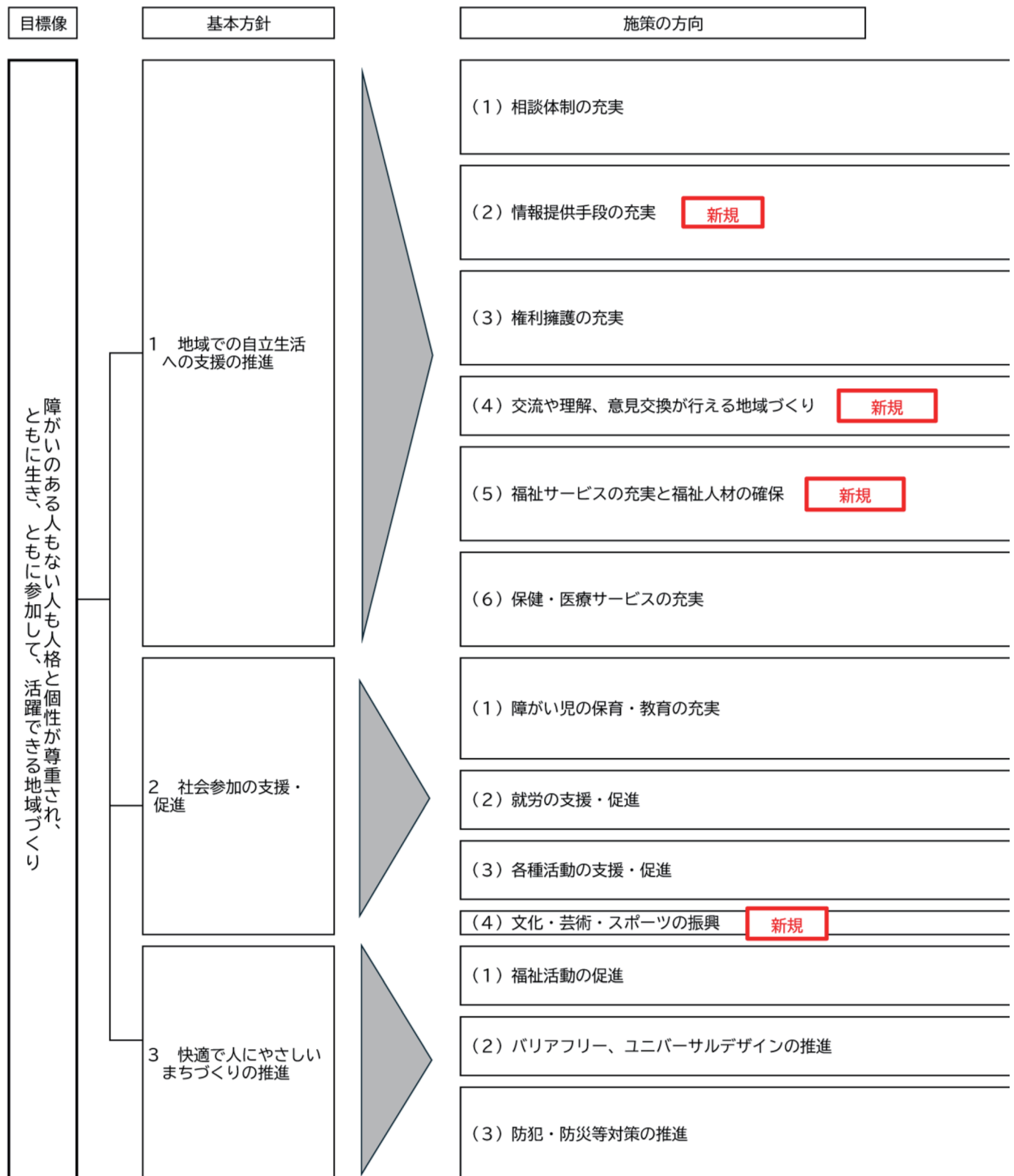
---

本市の地域防災計画等と連携し、障がいのある人が災害時においても安全に避難できるよう体制の充実を図ります。また、障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、防犯体制の整備を進めます。





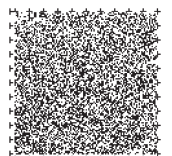
### 3 計画の体系





| 主な取り組み                               | 主な事業                                                   |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| ①相談支援の充実                             | 「 <u>基幹相談支援センター</u> 」の周知及び機能の充実(重点1) 等                 |
| ②包括的な相談支援体制の充実                       | <u>地域における相談支援体制の強化の取り組み(重点1)</u>                       |
| ③ピアサポートの活用                           | <u>障がい当事者同士の交流・相談の場の確保(重点2)</u>                        |
| ①情報格差の解消                             | ICT(情報コミュニケーション)機器活用の促進、情報バリアフリーの促進 等                  |
| ②わかりやすい情報の発信                         | ホームページのアクセシビリティ(利用しやすさ)の向上 等                           |
| ③DX*への対応                             | オンライン予約システムの活用、情報共有システムの活用                             |
| ①権利擁護施策の推進                           | 「 <u>成年後見制度</u> 」の普及、日常生活自立支援事業及び成年後見事業の推進 等           |
| ②当事者参画の推進                            | まちづくりへの参画の促進、投票しやすい環境の整備                               |
| ③障がい者虐待防止・差別解消の推進                    | 障がいのある人の虐待防止等対策、障害者に対する差別解消の推進                         |
| ①交流事業の推進                             | <u>地域交流の推進(重点2)</u> 、 <u>支援者同士の交流・意見交換の場づくり(重点2)</u> 等 |
| ②当事者団体の育成支援                          | 障がい児者団体の育成・支援                                          |
| ①指定障害福祉サービス等の充実                      | <u>地域生活支援拠点等の機能の充実(重点3)</u> 、指定障害福祉サービスの推進 等           |
| ②地域生活支援事業の充実                         | <u>障害者地域活動支援センターの充実(重点3)</u> 、地域生活支援事業の推進、 等           |
| ③福祉人材の確保                             | 福祉人材の確保のため、協議の場の設置                                     |
| ①早期発見、療育体制の充実                        | 母子保健事業の推進、ライフサポートファイルの活用 等                             |
| ②保健サービスの実施                           | 各種健(検)診事業の実施、歯科口腔保健の推進、感染症発生時の支援                       |
| ③医療につなげる支援の実施                        | 健康相談の実施、医療機関情報等の提供                                     |
| ①早期発見・療育体制の充実                        | ライフサポートファイルの活用〔再掲〕、発達に関する相談・療育の実施(再掲) 等                |
| ②学校教育(特別支援教育)の充実                     | 就学相談の充実、通級指導の充実、個別支援学級(特別支援学級)の充実 等                    |
| ③インクルーシブな教育・保育の推進<br>(交流学級、障がい理解の教育) | 交流教育の充実、障がい者理解の促進 等                                    |
| ①一般就労の推進                             | 障がい者雇用への理解の促進、連携の推進・強化、就労・生活支援機能の整備 等                  |
| ②福祉的就労の推進(優先調達など)                    | 就労継続支援事業の利用促進、「優先調達」の推進                                |
| ①移動手段の確保                             | 外出支援対策の推進、気軽に利用できる地域公共交通の整備                            |
| ②家族支援                                | 家族への支援(再掲)、保護者の就労に関する支援(再掲)                            |
| ①スポーツ・文化・芸術活動への支援促進                  | スポーツ・文化・芸術等活動の支援・促進 等                                  |
| ①啓発活動の充実                             | 理解の啓発推進、障害者週間行事の開催、職員等の研修機会の充実 等                       |
| ②ボランティア活動の促進                         | ボランティアセンター活動の強化、ボランティアの育成、ボランティア情報の充実 等                |
| ①外出環境の整備                             | 都市公園の環境整備、公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 等                  |
| ②住宅バリアフリーの推進                         | 住宅増改築相談の実施、住宅改造費助成制度の推進                                |
| ①防犯対策                                | 犯罪被害防止の普及                                              |
| ②災害・緊急時対応                            | <u>災害時応援協定の推進(重点3)</u> 、 <u>福祉避難所の体制整備(重点3)</u> 等      |
| ③消費生活相談の実施                           | 消費生活相談等の実施                                             |

\*デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)デジタル技術(AI、IoT、ビッグデータなど)を活用して、従来の業務プロセスやビジネスモデルを変革するものです。



## 4 重点施策

### (1) 白井市基幹相談支援センターを核とした相談支援の充実

令和7年4月に開所した白井市基幹相談支援センターは、地域の障がい福祉の総合的・専門的な相談窓口として機能しています。

本センターでは、障がい者本人に限らず、支援者や支援機関から、障がいに関する事項だけでなく、障がいのある人を支援する家族に関する事など、多様な相談を受け付けています。

#### 【重点施策】

---

- 障がい福祉に関連する相談支援体制の整備を進めます。(36、37ページ No.1～7)
- 白井市基幹相談支援センターの周知と機能の充実を図ります。(36ページ No.3)

### (2) 交流や理解、意見交換のための活動の支援

障がいの有無・年齢・性別・職業・国籍などに関わらず、多様な人々が積極的に交流することで理解し合い、お互いが活発に意見交換をすることができる地域づくりを目指します。

#### 【重点施策】

---

- 支援者同士の交流・意見交換の場づくりを行います。(44ページ No.31)
- 地域交流を推進します。(44ページ No.29)
- ピアサポートなど、障がい当事者同士の交流・相談の場の確保を図ります。(37ページ No.8)

### (3) 障がいのある人が安心して住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり

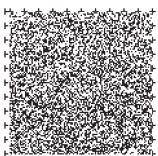
障がいのある人が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、必要な制度やサービスの利用や、日中の多様な活動を支援します。

あわせて、障がいのある人が緊急時や災害時に安全に避難できる体制整備と、安心して暮らすことができるよう防犯体制整備を進めます。

#### 【重点施策】

---

- 地域で生活する障がいのある人が生き生きとした生活を送れるよう、障害者地域活動支援センターの事業の充実を推進します。(47ページ No.36)
- 地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。(46ページ No.35)
- 災害時応援協定の推進や福祉避難所の体制整備などを行います。(60、61ページ No.84～88)





## 5 成果指標

本計画の計画期間である令和8年度から令和14年度までの7年間に、第3章の「計画の目標像」にどれだけ近づけたかを評価するため、令和6年度の基礎調査の値を現在値とし、7年後の目標値をそれぞれ設定しました。

### (1) 白井市基幹相談支援センターを知っている人の割合

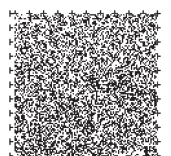
- ・障がいのある人が困ったときに、専門的な相談を受けることが出来る機関があることを知っていることは重要なことです。特に現在、障害福祉サービスを受けていない人はサービス事業者と相談が出来ないため、誰もが相談できる場所があることを知っておくことが大切です。
- ・そのため、1つめの指標は、令和7年4月1日に開所した「白井市基幹相談支援センター」をしている人の割合に設定しました。
- ・目標値を100%とし、今後、市が白井市基幹相談支援センターの周知を徹底していきます。

| 障がいの種類 | 現在値   |   | 目標値  |
|--------|-------|---|------|
| 身体障がい  | 6.9%  | → | 100% |
| 知的障がい  | 12.7% | → |      |
| 精神障がい  | 6.8%  | → |      |
| 障がい児   | 未調査   | → |      |

### (2) 福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合

- ・障がいのある人等が希望する生活を実現するためには、質の高い福祉サービスが適切に提供されることが重要な要素となります。
- ・そのため、2つめの指標は、「福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合」に設定しました。
- ・今後、各種障害福祉サービスを充実することで、福祉サービスを受けることで生活の質が向上したと考える人の割合を、最終的には「100%」を目指しつつ、本計画期間内では身体・知的・精神障がいのある人が60%、障がい児は90%を目指します。

| 障がいの種類 | 現在値   |   | 目標値 |
|--------|-------|---|-----|
| 身体障がい  | 28.2% | → | 60% |
| 知的障がい  | 43.1% | → |     |
| 精神障がい  | 46.0% | → |     |
| 障がい児   | 76.4% | → | 90% |



**(3) 差別を受けたと考える人の割合**

- ・障がいのある人との交流、意見交換等の活動を進めることで、すべての市民が障がいや障がいのある人のことを正しく理解することを、重点施策の(2)として、本計画に新たに位置づけました。
- ・多様な人々の相互理解を深め、誰もが安心して地域で生活や活動を行うことのできる環境をつくっていくことが重要です。
- ・そのため、3つめの指標は、「差別を受けたと考える人の割合」に設定しました。
- ・差別を受けたことがある人の割合を、最終的には「0%」にすることを目指しつつ、本計画期間内では現在より3割以上減らすことで、誰もがより暮らしやすい社会づくりを目指します。

| 障がいの種類 | 現在値   |   | 目標値      |
|--------|-------|---|----------|
| 身体障がい  | 16.4% | → | -6%を目指す  |
| 知的障がい  | 45.1% | → | -15%を目指す |
| 精神障がい  | 43.8% | → |          |
| 障がい児   | 30.7% | → | -11%を目指す |

